

44宇宙委第98号  
昭和44年11月25日

殿

宇宙開発委員会委員長  
木内四郎

第28回宇宙開発委員会定例会議の開催  
について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

- 1 日時 昭和44年11月26日(水)  
午後2時～4時
- 2 場・所 科学技術庁第2会議室
- 3 議 題 (1) 長官訪欧の報告  
(2) その他

第28回宇宙開発委員会定例会議事次第

(44.11.26)

- 1 前回議事要旨の確認
- 2 長官訪欧の報告
- 3 宇宙開発に関する日米交換公文の附属書に基づくステートメントについて(報告)
- 4 佐藤・ニクソン共同声明について(報告)

配布資料

委28-1 第27回宇宙開発委員会定例会議事要旨

委28-2 宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文の附属書Dの日本国政府の文書  
(Statement)

委28-3 佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明(一部)

第27回宇宙委員会定例会議事要旨

- 1. 日時 昭和44年11月5日(水)午後2時~4時
- 2. 場所 科学技術庁第2会議室
- 3. 議題
  - (1) 前回議事要旨の確認
  - (2) 世界気象機関(WMO)の世界気象監視計画(WWW)衛星副計画非公式会議について(報告)
  - (3) インテルサット全権会議のための準備委員会の動きについて(報告)
- 4. 出席者
 

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 委員長代理 | 山 | 県 | 昌 | 夫 |
| 委員    | 関 |   | 義 | 長 |
| 委員    | 大 | 野 | 勝 | 三 |
| 委員    | 吉 | 識 | 雅 | 夫 |

関係行政機関職員

- 科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官  
加藤 博 男
- 文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課 鈴木 喬)
- 運輸省大臣官房参事官(代理:大臣官房副政策計画官 清水 正義)
- 海上保安庁総務部長(代理:水路部編暦課 山崎 昭)
- 気象庁総務部長(代理:気象研究所総務部研究業務課 中村 繁)

- 気象研究所長 北岡 龍海
- 郵政省電波監理局無線通信部長(代理:電波監理局技術調査課 植田 政司)
- 郵政省電波監理局無線通信部長 大塚 次郎
- 建設大臣官房参事官(代理:大臣官房技術調査官 中村 六郎)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 堀之北 克朗他

- 5. 配布資料  
委27-1 第26回宇宙開発委員会定例会議事要旨
- 6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨の確認

「第26回宇宙開発委員会定例会議事要旨」が確認された。

(2) 世界気象機関(WMO)の世界気象監視計画(WWW)衛星副計画非公式会議について

気象庁気象研究所北岡所長から世界気象機関の世界気象監視計画衛星副計画非公式会議について報告が行われたのち、委員の質問に対し、次の補足説明が行われた。

- (イ) わが国においては気象専用の静止通信衛星がまず必要と考えられる。この衛星は、船舶またはオートステーションから気象データを収集するとともに、これをサービスのため船舶等に還元する機能を持つものである。

これに搭載するミッション機器は、極軌道を回る実験衛星を

用いて開発したい。

(ロ) 静止通信衛星の寿命は、ステーションキーピングに要するエネルギーから定まり、米国の衛星の場合、4～5年である。

しかし、ロラン、オメガ等と結合させれば、船舶の方で自分の位置を計算することなしに、地上からの通信によりこれを知ることができるほか、衛星のステーションキーピングの面の精確さも不要なので長寿命化が期待できる。

(3) インテルサット全権会議のための準備委員会の動きについて  
郵政省電気通信監理官室末広参事官からインテルサット全権会議のための準備委員会の動きについて説明があつた。

委 28-2

No.  
Date

Statement based on paragraph D of the Attachment  
to U.S./Japanese Agreement on space cooperation

In accordance with the Agreement of July 31, 1969, for space cooperation between the Government of Japan and the Government of the United States, this is to state that the technology (or equipment) described below is (A) directly for the (name of Japanese Government agency), or (B) for (name of Japanese company) which is acting pursuant to a Japanese government contract, which contract is compatible with the provisions of the Space Cooperation Agreement.

Description

- (1) Name of technology (or equipment)
- (2) Japanese company (importer)
- (3) U. S. company (exporter)
- (4) Date of contract
- (5) Description of technology (or equipment) and its relationship to a specific launch vehicle, satellite or ground support project.

(signature)

Director General,  
Research Coordination Bureau,  
Science and Technology Agency,  
Japanese Government

# 委 28-3

佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明（一部）

昭和四十四年十一月二十一日

十四、総理大臣は、大統領に対し、アポロ十二号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力関係をすべての国の間において拡大する広範な機会をもたらすものであることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に關する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとって重要なものであることに意見の一致をみた。

科学  
意見

交換公文  
2ニ  
7  
あること

7、